

岩手労働局（ハローワーク水沢）【育児休業代替（臨時の任用職員）】募集要項

職員の育児休業取得に伴い、育児休業期間中の代替職員を募集します。

1 職種

行政事務（臨時の任用職員）

2 勤務地

水沢公共職業安定所 奥州市水沢東中通り1-5-35

3 業務内容

水沢公共職業安定所管理課において、主に雇用保険給付に係る業務に従事します。

- (1) 失業等給付の受給資格の決定業務
- (2) 失業の認定、支給決定、専用端末による支払処理等の事務
- (3) 教育訓練給付及び政府職員等失業者退職手当の支給業務
- (4) その他、雇用保険関連業務に付随する業務

4 募集人員

1名

5 応募資格

- (1) 以下のいずれの条件も満たす方

- ① パソコンの基本操作（ワード、エクセル）が使えること。
- ② 雇用保険関係事務に従事することから必要最低限の知識又は経験（あれば望ましい）

※ 職員の育児休業代替であることから、当該職員の職務の級に相当する経験年数（学歴及び職歴等）が必要となること（高卒後の経験年数が概ね9年以上）。

- (2) 以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人または被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者
- ③ 現に公務員である者（任期付任用職員、臨時の任用職員。ただし、非常勤の国家公務員を除く。）

6 採用方法

採用については、国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定及び人

事院規則8－12第21条の規定に基づき、選考採用により常勤の国家公務員として任期を定めた採用となります。

なお、任期は令和8年12月31日までとなります。ただし、当該職員に係る育児休業が延長された場合は、任期を更新する場合（任用の日から最大1年間）があります。

7 採用日（予定）

令和8年2月26日（木）

※採用選考作業に時間を要する場合には、それ以降の日付で採用となる場合があります。

8 勤務時間及び休暇

勤務時間は8時30分～17時15分までの1日7時間45分で、原則として土・日曜日及び祝日等は休日となります。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

給与については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、俸給（いわゆる基本給）を決定する際には経験年数（学歴及び職歴等）を考慮します。

また、俸給の他、要件に該当する場合には諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

なお、詳細は別紙「給与について」を参考にしてください。

10 応募方法

ハローワークで紹介を受けた上で、次によることとします。

（1）履歴書及び職務経歴書

履歴書（JIS規格・A3）及び職務経歴書（形式は任意。ジョブカードも可。）

（2）レポートの提出

800字程度のレポートを作成してください。様式は、文書作成用ソフトを使用する場合はA4サイズで作成、手書きの場合は原稿用紙でも可とします。

なお、レポートの課題については次のとおりとします。

国家公務員として働くことの意義についてあなたが考える「国家公務員のあるべき姿」を踏まえて記載してください。また、ハローワーク職員としてこれまでの経験をどのように活かしていきたいか記載してください。

（3）応募先

ハローワークの紹介状と上記10（1）及び（2）の書類を同封し、水沢公共職業安定所あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。

また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、当方にて処分さ

せていただきますのでご了承ください（ただし、応募書類の返却を希望される場合はその旨お申し出ください。）。

11 応募期限

令和8年2月12日（木）

応募書類（郵送）は当日必着（持参の場合は当日17：00まで）とします。

12 選考方法

（1） 第1次選考

① 選考内容

履歴書、職務経歴書による応募資格審査及びレポートによる書類審査

② 選考通過者発表

令和8年2月17日（火）予定

通過したか否かに問わらず全員に連絡します。

（2） 第2次選考

① 選考内容

人物試験（個別面接）による審査

② 選考日

令和8年2月19日（木）に実施予定

詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。

③ 合格者発表

令和8年2月25日（水）予定

合否に問わらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

水沢公共職業安定所管理課 管理課長 渡邊

住所：〒023-8502 奥州市水沢東中通1-5-35

電話：0197-24-8609

給与について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、学歴及び職歴等が考慮されます。

一般的な例：242,000円～316,800円程度（今回の育児休業職員の職務の級（2級）における範囲）

ただし職務経歴によっては1級格付けとなる場合があります。その場合の俸給月額は、格付けされた級に応じたものになります。

2 要件に該当する場合には、俸給に加え、次のような諸手当が支給されます。

(1) 扶養手当

扶養親族を有する者に、配偶者月額3,000円

子1人につき月額11,500円～（子の年齢により加算あり）等

（※配偶者手当はR8.3.31で廃止）

(2) 住居手当

借家等（賃貸のアパート等）に居住する者に、月額最高28,000円

(3) 通勤手当

交通機関を利用している者等に、運賃等相当額

（1ヶ月当たり最高150,000円）

(4) 期末手当及び勤勉手当（賞与）

任期期間中の6月及び12月期

※支給月数…4. 65月分（令和7年度実績）

※任期期間中の在職期間、勤務成績等を考慮の上、支給となります。

特に採用初年度は、在職期間率に応じた期間率で計算されるため満額支給とはならない場合があります。